

宮城県公報

行 発
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

宮城県条例の一部を改正する条例

(税務課)

ページ

条 例

宮城県条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例第三十五号

宮城県条例の一部を改正する条例

宮城県条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中、「法人等」を「法人」に改める。

第二十二條第一項第四号中、「及び県内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(次項に規定するものを除く。第二十八條の二第一項において同じ。)」を削り、「同条第一項中「含む」の下に「。以下県民税について「人格のない社団等」という」を加え、「この節中法人に関する」を「この節の」に改める。

第二十八條の二の見出し中「法人等」を「法人」に改め、同条第一項中「及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この節において「法人等」という。)」を削り、「法人等」を「法人の」に改め、同項の表を次のように改める。

法 人 の 区 分	税 率
一次に掲げる法人 イ 法人税法第二十五条の公共法人及び法第二十四条第五項に規定する公益法人等のうち、法第二十五条第一項の規定により均等割を	年額 二万円

課することができないもの以外のもの(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)
八口 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二十九条の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)
二 保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)
ホ 資本金等の額(法第二十三條第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ。))を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。))で資本金等の額が千円以下であるもの

二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千円を超え一億円以下であるもの	年額	五万円
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの	年額	十三万円
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの	年額	五十四万円
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの	年額	八十万円

第三十條(見出しを含む。)中、「法人等」を「法人」に改める。

第五十二條第二項中、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「又は住宅を新築して譲渡する者で同条第二項に定めるもの」及び、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第十三條第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を第三項とする。

第六十條第一項第四号を削り、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改める。

附則第五條の四第二項中「法施行規則」を「法施行規則附則第一條の六」に、「申告書」を「県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」に改め、「含む」を「の」の下に、「法附則第五條の四第八項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて」を加え、「提出した場合(法附則第五條の四第四項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)」を「提出(法附則第五條の四第四項の規定による税務署長を経由して提出を含む。)」した場合(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時まで)に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町村長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)」に改める。

附則第十條の七第一項中、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは

「家屋」を、「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第二項に規定するもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第三項に規定するもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十条第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を、「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を、「平成二十二年三月三十一日」に改め、「第十四条第一項」の下に、「及び第二項」を加える。

附則第十二条第一項中、電気を動力源とする自動車で法施行規則附則第五条第一項に規定するもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第二項に規定するものを、「電気自動車（電気を動力源とする自動車で法施行規則で定めるものをいう。第四項において同じ。）」天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で法施行規則で定めるものをいう。同項において同じ。）」に、「同条第三項に規定する」を、「法施行規則で定める」に、「同条第四項に規定する」を、「法施行規則で定める」に改め、「及び第四項」を削り、同項第一号中「平成七年三月三十一日」を、「平成九年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成九年三月三十一日」を、「平成十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「法施行規則附則第五条の二第一項に規定する許容限度」を、「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次項において「排出ガス保安基準」という。）に定める窒素酸化物の値で法施行規則で定めるもの」に改め、同条第四項中「電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則附則第五条の二第四項に規定するもの」を、「次に掲げる自動車」に、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を、「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を、「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を、「平成二十二年度分」に改め、同項に次の各号を加える。

一 電気自動車

二 次に掲げる天然ガス自動車

イ 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下この号において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超

えないもので法施行規則で定めるもの

ロ 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので法施行規則で定めるもの

三 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので法施行規則で定めるもの

附則第十二条第六項中「基準エネルギー消費効率以上」を、「基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上」に改め、「及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので同条第七項に規定するもの」第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。を削り、「平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を、「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」に、「平成十七年度分」を、「平成二十一年度分」に、「平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を、「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に、「平成十八年度分」を、「平成二十二年度分」に改める。

附則第十四条第一項中「平成二十年三月三十一日」を、「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成二十年五月三十一日」を、「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「百分の百二十」を、「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を、「平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第七項中「百分の百十」を、「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を、「平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から第四項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年五月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十五条の五及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日

から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率率が基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で法施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則で定めるものに適合するもの

附則第十五条第二項中、「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。
附則第十六条を次のように改める。

(狩猟税の税率の特例)

第十六条 平成二十年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて次に掲げる登録のいずれかに該当するものに係る狩猟税の税率は、第六百六十四条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じて得た税率とする。

一 対象鳥獣捕獲員(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三十四号)第九条第五項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。次号において同じ。)に係る狩猟者の登録

二 前号の狩猟者の登録(以下この号において「軽減税率適用登録」という。)を受けていた者が対象鳥獣捕獲員でなくなつた場合において、その者が当該軽減税率適用登録に係る狩猟免許と同種類の狩猟免許について当該軽減税率適用登録の有効期間の範囲内の期間を有効期間とする狩猟者の登録を受けるときにおける当該狩猟者の登録

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、狩猟者の登録が同項各号のいずれかに該当する旨を証明する書類を添付しなければならない。

附則第二十二條第一項中、「この項及び第六項」を「この項」に、「第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中、「第七項において同じ」を削り、同条第六項及び第七項を削る。

附則第二十三條の第三項中、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「百分の三十二(同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の一)」を「五分の二」に、「百分の一・六」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

2 次項に定めるものを除き、改正後の宮城県県民税条例(以下、「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日(以下、「施行日」という。)前に改正前の宮城県県民税条例(以下、「旧条例」という。)附則第二十二條第六項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式会社については、同項及び同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中、「平成二十一年三月三十一日」とあるのは、「平成二十年四月二十九日」と、「租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは、「同法第一条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、平成二十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

5 旧条例第二十二條第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

6 新条例第二十八條の二の規定(同条第一項の表の第一号に掲げる法人に係る部分に限る。)は、平成二十年度分以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用する。

7 施行日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間における新条例第二十八條の二第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

八 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)

二 保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イからハまでに掲げる法人を除く。)

ホ 資本金等の額(法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ。))を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。))で資本金等の額が千万円以下であるもの

とあるのは、

八 保険業法(平成七年法律第五号)に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及びロに掲げる法人を除く。)

二 資本金等の額(法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額をいう。以下この表において同じ。))を有する法人(資本金別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。))で資本金等の額が千万円以下であるもの

とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

8 第九項及び第十項に定めるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

9 新条例第五十二条第二項の規定は、施行日の翌日(以下「適用日」という。)以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第五十二条第二項に規定する家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する令第三十六条の二の二第二項に定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

10 適用日前の旧条例第六十条第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

11 新条例の規定中自動車税に関する部分は平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

12 次項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

13 新条例附則第十四条第一項の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税の税率について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

14 新条例附則第十五条第二項の規定は、適用日以後に宮城県県税条例第四百四十六条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第四百四十七条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入(以下この項において「軽油の引取り等」という。))が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第四百四十六条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)

15 新条例附則第十六条の規定は、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。